

合併協定項目と確認内容について

これまでの協議会において、継続協議の中で確認された「調整内容」及び、協議の中で一部修正された「調整内容」

協議番号	合併協定項目	提案の期日	確認の期日	調 整 内 容	頁数
協議第 1 0 号	合併の期日について	1 6 年 2 月 9 日 1 6 年 7 月 1 6 日	1 6 年 7 月 1 6 日	別添のとおり	1
協議第 1 5 号	議会の議員の定数及び任期の 取扱いについて	1 6 年 3 月 2 日	1 6 年 7 月 1 日	別添のとおり	2
協議第 3 2 号	水道事業の取扱いについて	1 6 年 7 月 1 日	1 6 年 7 月 1 6 日	別添のとおり	3 ~ 6
協議第 3 5 号	商工、観光関係事業について	1 6 年 7 月 1 日	1 6 年 7 月 1 6 日	別添のとおり	7 ~ 1 1

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	合 併 の 期 日	関係項目	
調 整 の 内 容	平成 1 7 年 3 月 2 2 日とする。		

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目	
調 整 の 内 容	1．新市の議会議員の定数は26人とする。 2．議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。		

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

下線部が修正された箇所

調 整 の 内 容	1. 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用料については、<u>合併後3年から5年を目途に調整を図る。</u> 3. 農業集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4. 農業集落排水事業等に係る受益者負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5. 合併処理浄化槽設置事業については、<u>合併後3年から5年を目途として調整を図る。</u> 6. 水洗便所改造資金助成制度については、鷹巣町の例により合併時に統合する。
-----------	---

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
下水道事業 計画	公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積：614ha 計画処理人口：15,065人 事業期間：H3～H36 (認可計画) 認可面積：214ha 認可人口：7,093人 認可期間：H17	公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積：90ha 計画処理人口：2,000人 事業期間：H10～H21 (認可計画) 認可面積：90ha 認可人口：2,000人 認可期間：H21	公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積：252ha 計画処理人口：4,200人 事業期間：H2～H22 (認可計画) 認可面積：176ha 認可人口：3,070人 認可期間：H17	特定環境保全公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積：93ha 計画処理人口：2,500人 事業期間：H10～H19 (認可計画) 認可面積：93ha 認可人口：2,500人 認可期間：H19	現行のとおり新市 に引き継ぐ。
受益者 負担金	金 額：430円/㎡ 賦課対象：土地 徴 収：分割納付5年 一括納付可能 納期限 第1期：6月末日 第2期：8月末日 第3期：10月末日 第4期：12月25日 一括納付報奨金6% 減免：基準有り	未供用 負担金なし(予定)	金 額：340円/㎡ 賦課対象：土地又は家屋 徴 収：分割納付5年 一括納付可能 納期限 第1期：6月末日 第2期：8月末日 第3期：10月末日 第4期：1月末日 一括納付報奨金5% 減免：基準有り	金 額：100,000円/戸 賦課対象：家屋・事業所 徴 収：分割1年～3年 一括納付可能 納期限 年1回：6月末日	<u>合併後3年から5 年を目途に調整を 図る。</u>

説 明 資 料					
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
下水道 使用料	基本料金 10 m ³ まで 1,300 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ～ 30 m ³ 140 円 31 m ³ ～ 50 m ³ 150 円 51 m ³ ～ 100 m ³ 170 円 101 m ³ 以上 190 円	未供用	基本料金 10 m ³ まで 1,200 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ～ 20 m ³ 140 円 21 m ³ ～ 50 m ³ 145 円 51 m ³ ～ 100 m ³ 160 円 101 m ³ 以上 180 円	基本料金 10 m ³ まで 1,300 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ～ 20 m ³ 140 円 21 m ³ ～ 30 m ³ 150 円 31 m ³ ～ 40 m ³ 160 円 41 m ³ ～ 50 m ³ 170 円 51 m ³ 以上 180 円	料金形態及び単価 については、現行 のとおり新市に引 き継ぐこととし、 3 年から 5 年を目 途として段階的に 統一を図る。
農業集落排 水施設整備	農業集落排水事業 計画処理区：6 処理区 計画人口：4,760 人 事業期間：H8～H36	農業集落排水事業 計画処理区：11 処理区 計画人口：4,866 人 事業期間：S58～H20	農業集落排水事業 計画処理区：2 処理区 計画人口：2,402 人 事業期間：H8～H16	農業集落排水事業 計画処理区：1 処理区 計画人口：240 人 事業期間：H13～H15	現行のとおり新市 に引き継ぐ。
受益者 分担金	金 額：事業費 (地方負担 額) の 3/100 (上 限 250,000 円) 坊沢地区終了後決定。	賦課していない。	金 額：200,000 円 / 戸 賦課対象：家屋・事業所 徴 収：分割納付 5 年 一括納付 可能 納期限 第 1 期：6 月末日 第 2 期：8 月末日 第 3 期：10 月末日 第 4 期：1 月末日 一括納付報奨金：5 %	金 額：100,000 円 / 戸 賦課対象：家屋・事業所 徴 収：分割 1 年～3 年 一括納付 可能 納期限 年 1 回：6 月末日 一括納付報奨金：なし	現行のとおり新市 に引き継ぐ。

説 明 資 料

区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
農業集落排水施設使用料	基本料金：一般家庭 1,320 円 営業用 2,040 円 公共施設 2,040 円 集会施設 2,040 円 人員割：490 円 / 人 一般家庭：世帯員数 営業用：換算処理人員による 公共施設：〃 集会施設：なし 消費税は内税 毎年 4 月 1 日を基準日	基本料金：一般家庭 1,600 円 営業用 1,600 円 公共施設 1,600 円 集会施設 1,600 円 人員割：(水洗有) 260 円 / 人 (水洗無) 240 円 / 人 一般家庭：世帯員数 営業用：100 円 / m ³ 公共施設：定額 集会施設：なし 消費税は外税 毎年 4 月 1 日を基準日	基本料金：一般家庭 1,200 円 営業用 1,200 円 公共施設 1,200 円 集会施設 1,200 円 人員割：400 円 / 人 一般家庭：世帯員数 営業用：従業員数の 1/2 公共施設：在籍人数 集会施設：なし 消費税は外税 一般家庭は毎月 1 日、それ以外は 毎年 4 月 1 日を基準日	基本料金 10 m ³ まで 1,300 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ~ 20 m ³ 140 円 21 m ³ ~ 30 m ³ 150 円 31 m ³ ~ 40 m ³ 160 円 41 m ³ ~ 50 m ³ 170 円 51 m ³ 以上 180 円	使用料については、差異があるので現行のとおりとし、合併後 3 年から 5 年を目途として段階的に調整を図る。
合併処理浄化槽設置事業	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 交付 (個人設置個人管理) 【補助限度額】(国・県・町それぞれ 1/3 を負担) 補助基準 嵩上げ分 5 人槽：375,000 円・なし 7 人槽：438,000 円・なし 10 人槽：555,000 円・なし	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 交付 (個人設置個人管理) 【補助限度額】(国・県・町それぞれ 1/3 を負担) 補助基準 嵩上げ分 5 人槽：375,000 円・145,000 円 7 人槽：438,000 円・258,000 円 10 人槽：555,000 円・485,000 円	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 交付 (個人設置個人管理) 【補助限度額】(国・県・町それぞれ 1/3 を負担) 補助基準 嵩上げ分 5 人槽：375,000 円・62,000 円 7 人槽：438,000 円・73,000 円 10 人槽：555,000 円・92,000 円	浄化槽市町村整備推進事業 (町設置,町管理)	<u>合併後 3 年から 5 年を目途として調整を図る。</u>

説 明 資 料

区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町	
合併処理浄 化 槽 負 担 金・使用料	なし	なし	なし	使用料：一律 2,560 円（税抜） 負担金：100,000 円 プロア・電気料：個人負担 保守点検：町	<u>合併後 3 年から 5 年を目 途として調整を図る。</u>
水洗便所改 造資金助成 制度	【対象者】 ・生活保護世帯及びそれに準ずる世帯 【助成の額】 ・改造費の 40%以内で、限度額 24 万円（改造費対象額は福祉事務所と協議）	なし	【対象者】 ・生活保護世帯及びそれに準ずる世帯 ・町民税非課税世帯で公示の日より 3 年以内に工事を行う者 【助成の額】 ・生活保護世帯は扶助費の中で措置される金額並びに国の補助金の残分	なし	森吉町の住民税非課税世帯への助成を廃止し、鷹巢町の例により合併時に統合する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

下線部が修正された箇所

協 議 事 項	商工・観光関係事業	関係項目
調 整 の 内 容	1 . 中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。 2 . 誘致企業等に対する奨励措置については、新市において速やかに調整する。 3 . 観光協会については、合併後 <u>段階的に</u> 再編する。 4 . 観光関係団体のうち、 <u>各町の第3セクターは新市において協議する。</u> 5 . 観光事業・イベント等は、主催団体と協議し、新市においても継続実施する。 6 . 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <u>7 . 中小企業事業資金融資等については、合併後に協議する。</u>	

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
中 小 企 業 事 業 資 金 融 資 等	中小企業振興資金融資制度 1 . 対 象 町内に1年以上住所または事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営み、町税を完納している中小企業者。 2 . 融資内容 (1) 使 途 : 運 転 資 金 ま た は 設 備 資 金 (2) 保証限度額 : 7 0 0 万円以内 (3) 保証期間 : 7 年以内 (4) 返済方法 : 割賦または一括償還 (5) 保証条件 : 連帯保証人 1 名以内 (6) 貸付金利 : 年 2 . 2 % 以内 3 . 保証料 (1) 無担保保証 : 年 1 . 3 % (2) 有担保保証 : 年 1 . 2 % (3) セーフティネット保証 : 年 0 . 8 8 % 4 . 申込受付 鷹巣町商工会	中小企業振興資金融資制度 1 . 対 象 町内に1年以上住所または事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営み、町税を完納している中小企業者。 2 . 融資内容 (1) 使 途 : 運 転 資 金 ま た は 設 備 資 金 (2) 保証限度額 : 5 0 0 万円以内 (3) 保証期間 : 5 年以内 (4) 返済方法 : 割賦または一括償還 (5) 保証条件 : 連帯保証人 1 名以内 (6) 貸付金利 : 年 2 . 2 % 以内 3 . 保証料 (1) 無担保保証 : 年 1 . 3 % (2) 有担保保証 : 年 1 . 2 % (3) セーフティネット保証 : 年 0 . 8 8 % 4 . 申込受付 合川町商工会	中小企業振興資金融資制度 1 . 対 象 町内に1年以上住所または事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営み、町税を完納している中小企業者。 2 . 融資内容 (1) 使 途 : 運 転 資 金 ま た は 設 備 資 金 (2) 保証限度額 : 5 0 0 万円以内 (3) 保証期間 : 5 年以内 (4) 返済方法 : 割賦または一括償還 (5) 保証条件 : 連帯保証人 1 名以内 (6) 貸付金利 : 年 2 . 2 % 以内 3 . 保証料 (1) 無担保保証 : 年 1 . 3 % (2) 有担保保証 : 年 1 . 2 % (3) セーフティネット保証 : 年 0 . 8 8 % 4 . 申込受付 森吉町商工会	中小企業振興資金融資制度 1 . 対 象 町内に1年以上住所または事業所を有し、現に中小企業信用保険法に該当する事業を営む者で、町税を完納した者。 2 . 融資内容 (1) 使 途 : 運 転 資 金 ま た は 設 備 資 金 (2) 保証限度額 : 7 0 0 万円以内 (3) 保証期間 : 7 年以内 (4) 返済方法 : 割賦または一括償還 (5) 保証条件 : 連帯保証人 1 名以上 (6) 貸付金利 : 年 2 . 2 % 以内 3 . 保証料 (1) 無担保保証 : 年 1 . 3 % (2) 有担保保証 : 年 1 . 2 % (3) セーフティネット保証 : 年 0 . 8 8 % 4 . 申込受付 阿仁町商工会	合併時に統一するよう調整する。

説 明 資 料

区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針 の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
中 小 企 業 事 業 資 金 融 資 等	利子補給制度 なし	利子補給制度 なし	利子補給制度 なし	利子補給制度 阿仁町中小企業振興資金融資保証 制度 ・ 利子補給...年 2.0% ・ 補給期間... 7 年以内	合併時に廃止す る。ただし、償 還継続分は新市 に引き継ぎ償還 終了時までとす る。
	中小企業育成資金融資 （商工中金預託金） 1．対 象 中小企業団体（所属団体）とその 構成員（例：商店街振興組合等 と構成員） 2．融資内容 （1）使途：設備資金、運転資金 （2）融資期間：設備資金 1 5 年 以内（うち据置期間 2 年以 内） 運転資金 1 0 年以内（う ち据置期間 2 年以内） （3）預託額 ： 4, 0 0 0 万円 （4）預託利率：年 0 . 0 4 %	中小企業育成資金融資 （商工中金預託金） 1．対 象 中小企業団体（所属団体）とその 構成員（例：商店街振興組合等と構 成員） 2．融資内容 （1）使途：設備資金、運転資金 （2）融資期間：設備資金 1 5 年以 内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 1 0 年以内（うち据置 期間 2 年以内） （3）預託額 ： 2, 5 0 0 万円 （4）預託利率：年 0 . 0 4 %	な し	中小企業育成資金融資 （商工中金預託金） 1．対 象 中小企業団体（所属団体）とその 構成員（例：商店街振興組合等と構 成員） 2．融資内容 （1）使途：設備資金、運転資金 （2）融資期間：設備資金 1 5 年以 内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 1 0 年以内（うち据置 期間 2 年以内） （3）預託額 ： 1, 5 0 0 万円 （4）預託利率：年 0 . 0 4 %	合 併 時 に 統 一 するよう 調整する。
			森吉町民宿事業資金貸付制度 1．対 象 町内に住所を有し、旅館業法によ る「簡易宿泊所」の認可を受け、観光 客を対象に本町内で営業するものが 建物の改築、増築を行なう場合貸付 する。 2．融資内容 一件 5 0 万円以内。 3．貸付条件 利率年 3 % （ 7 年以内に元利均等年賦償 還） 4．申込受付 森吉町企画観光課	阿仁町民宿施設整備費貸付金 規則 1．対 象 町内に住所を有し、旅館業法によ る「簡易宿泊所」の認可を受け、観光 客を対象に本町内で営業するものが 建物の改築、増築を行なう場合貸付 する。 2．融資内容 一件 5 0 万円以内。 3．貸付条件 利率年 3 . 5 % （ 7 年以内に元利均等年賦償 還） 4．申込受付 阿仁町商工観光課	<u>合併後に協議 する。</u>

説 明 資 料

区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針 の 具体的内 容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
誘 致 企 業 等 奨 励 措 置	工場の新・増設に関する奨励措置（鷹巣町工業振興促進条例） 【指定基準】 工場新設：常時雇用者20人以上、資産総額5千万円以上。 工場増設：新たに常時雇用者10人以上を雇用、資産総額3千万円以上。 ソフトウェア事業所及び研究施設の新・常時雇用者5人以上、投下固定資産総額1千万円以上。 【奨励措置】 雇用奨励金の交付 ・雇用者一人につき10万円。一企業年額300万円限度。（3年間） 操業奨励金の交付 ・町営水道より事業の用に給水を受け、1カ月500m³を超える水道料金の2分の1に相当する額を交付。（3年間） 固定資産税の課税免除 ・新設又は増設した施設の場合の課税免除。（5年間）	工場の新・増設に関する奨励措置（合川町工場誘致奨励条例） 【指定基準】 工場等の新設、増設又は移転若しくは工場用地等取得に用いた投下固定資本額5千万円以上のもの。工場用地等取得者にあつては2千万円以上のもの。 【奨励措置】 固定資産税の課税免除対象者で製造の用に供しないために課税される税金相当分を奨励金として交付。（3年間）	工場の新・増設に関する奨励措置（森吉町工場設置促進条例） 【指定基準】 投下固定資産の取得価格が3千万円を超え、かつ、これを事業の用に供すること。 常時雇用者が20人以上であること。 【奨励措置】 雇用奨励金の交付 ・雇用者一人につき10万円。一企業年額200万円限度（3年以内） 町内へ工場を新設、増設する場合に限り長野岱工業団地及び鶴田工業団地への立地を認めると共に、工場敷地を無償で貸与。 奨励金 ・新設又は増設した工場に対し、固定資産税に相当する奨励金を交付。（10年以内）	工場の新・増設に関する奨励措置（阿仁町工場設置促進条例） 【指定基準】 工場用地の貸与を受けようとするものは、創業規模が常時雇用者20人以上であること。 【奨励措置】 町内へ工場を新設、増設する者に対し、その工場敷地を無償で貸与。 （3年以内） 固定資産税の課税免除 ・新設又は増設した施設の場合の課税免除。（3年間）	奨励措置については、新市において速やかに調整する。
				阿仁町高津森リゾート基地条例〔奨励措置〕 団地内に宿泊施設を設置した個人、または法人の建物及び償却資産に係わる固定資産税の減免を行うことができる。	

説 明 資 料

区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針 の 具体的内 容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
観光協会	鷹巣町観光協会	合川町観光協会	なし	阿仁町観光協会	合併後、段階的に再編する。
観光関係団体		合川町特産品販売㈱ (第3セクター)	(財)森吉町観光開発公社 (第3セクター)	マタギの里観光開発㈱ (第3セクター)	各町の第3セクターは新市において協議する。
	鷹巣町物産協会 鷹巣町観光物産開発㈱		ブナの雫森吉山合資会社		
観光事業・イベント等	大太鼓たたき初め (1月) もちっこ市 (2月) 中央公園さくら祭り (4月) たかのす太鼓まつり (6月) ふるさと踊りと餅っこまつり (6月) 綴子大太鼓祭り (7月) 米代川花火大会 (7月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月)	あじさい祭り (7月) ふるさとまつり (8月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月)	森吉山山開き (5月) 太平湖開き (6月) 太平湖小又峡紅葉まつり(10月) 森吉山麓たなばた火まつり (8月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月)	阿仁の花菖蒲まつり (6月～7月) 森吉山ゴンドラ運行 ・「花の百名山紀行」 (6月～7月) ・「夏山観賞」 (8月) ・森吉山「紅葉観賞」 (10月) ・「阿仁の樹氷まつり」(1月～3月) 根子番楽 (8月) 阿仁の花火と灯籠流し (8月) 異人館フェスティバル (8月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月) マタギの里雪まつり (3月)	主催団体と協議し、新市においても継続実施する。

説 明 資 料

区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針 の具体的 内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
観光施設	大太鼓の館 湯ノ岱温泉	ひまわりの家 大野台ハイランド	浜辺の歌音楽館 クウインス森吉 国民宿舎「森吉山荘」 妖精の森 下前田温泉 太平湖グリーンハウス 太平湖遊覧船 奥森吉青少年野外活動基地	打当温泉マタギの湯 花菖蒲園・緑地公園 郷土文化保存伝承館 高津森知スカトリースキーコース ブナ岱キャンプ場 打当温泉スキー場	現行のとお り新市に引 き継ぐ。